

富士市教育委員会		7月	定例会 臨時会	会議録 (令和8年)
開催日 令和8年7月22日 水曜日 開 会 13時30分 閉 会 14時36分			会議場 市庁舎6階 第3会議室	
出席委員の氏名				
教 育 長	太 田 桂	委 員	保 科 悦 久	
教育長職務代理者	和久田 恵 子			
委 員	松 田 靖 子			
出席職員等の氏名				
教育次長	味 岡 俊 雄	文化財課長	植 松 良 夫	
教育総務課長	佐 野 睦 昭	博物館長	石 川 武 男	
学校教育課長	野 村 直 樹	学校適正配置推進室長	大 芝 貴 俊	
学校管理課長	福 永 正 幸	富士市立高校副校長	青 木 伸 介	
社会教育課長兼青少年教育センター所長	渡 辺 哲 成	教育総務課調整主幹	前 田 澄	
中央図書館長	桑 原 正 壽	教育総務課参事補	寺 内 浩 二	
富士市立高等学校事務長	榎 俊 英	教育総務課指導主事	瀧 南	
教育研修・特別支援教育センター所長	若 月 佳 妙	教育総務課指導主事	遠 藤 真 輝	
青少年相談センター所長	松 永 正 之	傍 聴 人	1 人	
議題（動議）及び議事の概要				
議第40号 富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の改定について				
議第41号 富士市立高等学校教科用図書の採択について				
作成者 瀧 南		署名人 和久田 恵子		保科 悦久

「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、7月定例会を開会します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の6月定例会会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

教育次長

私から1点、市議会の関係で報告させていただきます。

6月定例会についてであります。6月12日から29日までの18日間の日程で開催されました。

一般質問に関わる内容でございますが、7人の議員から7件の一般質問が提出されました。

その答弁要旨につきましては、本日配布いたしました。後程お目通しをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

「議事の概要」

教育長

これより議事に入ります。本日は、議決案件2件が提案されております。

それでは、本日の定例会の会議録署名人を指名いたします。和久田恵子委員と保科悦久委員にお願いいたします。

教育長

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。

初めに、議第40号「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の改定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長の説明

（議第４０号 富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の改定について説明する）

教育長

これより議第４０号案に対する質疑を行います。御質問等はございますか。

和久田委員

先ほど御説明いただきましたが、「１学級当たり対象人数基準が１８人」である理由は何でしょうか。その根拠の説明をもう一度伺いできますか。

教育総務課長

学級の最少人数を１８人とした根拠についてですが、いわゆる義務標準法という法律の中で、１学級の編制の基準が３５人と規定されています。

仮に１学年３６人となった場合に、１８人ずつの２クラスということで、富士市も同様の運用をしております。

また、複数学級を持つときに、最低の人数として１８人ということで、現在の運用の中で、子どもたちが他者とのコミュニケーションをとること、クラス替えをしたり、異なる価値観との触れ合いを経験したりしながら学び合う、そのための人数を最小の基準として定め、今後の適正化等について検討していくという考えのもとで、基準としております。

和久田委員

ありがとうございます。

３５人編制というところからの割り出しというところについてはよく分かりました。

ただ、前から議論になっているところでありますが、多様性が必要であること、質の向上や豊かな学びを支えるためにということがよくうたわれていますが、いわゆる少人数のメリットもあると思います。例えば「一人一人に目が届く」といったメリットです。

そのメリットがなくなっていくのではという点について、この状況下でも担保できるような施策になっているのか、確認させてください。

また、少人数の人に届くことや異学年の交流がたくさんできるといったメリットの点も、資料には書かれていました。前にいただいた資料の中では、少人数の場合のメリット、デメリットが書かれていました。少人数でせつかくあるメリットを全部消してしまうのはもったいない、という趣旨の意見もありました。そこだけを担保するのか、あるいは切り換え方の考え方として、どのように整理されているのか伺いたいと思い

ます。

教育長

従前は「知識・技能の習得」を重視する教育観が中心でした。単に知識や技能を身に付けること、いわゆる「一つの正解」を求めることを前提にすると、少人数であれば一人ひとりに目を行き届かせやすい、という点は確かにあると思います。

しかし、現行の学習指導要領では、この教育観が変化してきています。知識・技能を身に付けることは一定程度必要ですが、それにとどまらず、「それを生かして課題を見つけ、自分で解決に向けて取り組む」ことが求められています。具体的には、情報を集めたり、他の子と相談したり、異なる意見を聞いたりしながら、じっくり考え、解決に向けて前に進む力が重要だということが強調されています。

そのため、VUCAの時代を切り抜けるには、「一つの正解が導き出せること」ではなく、「正解がない状況でも自分で道を見いだして歩いていく力」を身に付けることが必要だ、という考え方が文部科学省においても重視されています。前回の基本方針から、この点は大きく転換されています。今後、学習指導要領の改定時期を迎えるにあたり、この点を大きなポイントとして捉えています。

また、コミュニケーション能力、自ら進んで挑戦する姿勢、友達と協働して取り組むことなど、いわゆる非認知能力としてまとめられる力を育てていかなければなりません。

そのためには、ある程度の人数が必要であり、多様な考えに触れたり、討論を行ったり、意見が食い違っても落としどころを見つけたりといった経験を重ねることが重要だと考えられます。この観点から国としては、35人学級ですので、36人になれば2クラスになるということは、国は18人であればそういった国が求めている教育活動は展開できるだろうと考えている、というふうに私たちも理解をしております。

なお、「18人という人数が科学的にどれほど効果があるか」を説明することは簡単ではありません。ただ、国としては、一定程度の人数が確保できれば、教育活動として求める学びを展開できるという考えのもと、18人という数を示してきたものだとして理解しています。そしてその考え方を、各都道府県や市町村にも推奨している、という流れです。

和久田委員

丁寧な御回答ありがとうございます。教育長のお話もよく分かりました。

ただ、国がそうだからという理由ですと、保護者やこれから地域に説明をしていく場合に、なかなか難しいので、富士市としてどう考え、どう進めていくのかというところをしっかりと踏まえて出していけないと、反対意見等も出てくるのではないかなという危惧があります。

また、弊社でも60人くらいの人数で全体会議をやるとまとまらないため、少人数のグループトークをするとコミュニケーションができます。

5～6人のグループでコミュニケーションを作っているのも、全員が話せますが、大人数でまとめて話をしようとする、話さない方が必ず出ます。

ですので、今後は、小規模のよいところも、授業の中でうまく生かせるような形で授業展開をしていただけるような構想を盛り込みながら、説明を進めていただけるとありがたいと思いました。

教育長

他に御質問はございますでしょうか。

松田委員

今の説明で、分かりました。ありがとうございます。

資料の10ページに「具体的な方向性」が書かれています。この基本方針の改訂版で改訂するということは、今の教育長のお話にあった「VUCAの時代が来る」と言われ、既に来てしまっている中で、今後、教育界でどういう子どもたちを育てていくのか、国から求められているところ、富士市として今後どうしていくか、ということになると思います。

10ページには具体的な方向性が書かれており、11ページの7行目には「地域の教育力の向上を図ります」と書かれています。この「地域の教育力」は、周りの大人、私たちのことを指していると理解しました。

ただ、「地域の教育力」という言葉を一言で言われても、地域の方々には伝わりにくいかもしれません。だからこそ、地域の方々にも分かるように説明していく必要があると感じました。「自分たちも教育というものを使って子どもを育て、富士市の未来を育んでいくんだ」というところまで、落とし込めるくらい、分かりやすい説明があると良いと思います。

地域によっては、学区を変えるという話や、その時期になったときに、「学区が大事」「地域が大事」といったことが先立ってしまい、うまく進まない可能性があります。

一方で、計画や人口統計など、前提となる状況は変わらないため、そこに説得力を持たせ、省略せずにしっかり説明していくことが重要だと考えています。

また、「地域の教育力の向上を図り」という「図り」という言葉は便利な言葉ですが、ここをもう少し具体的に説明できるものを作っておいたほうがよいのではないのでしょうか。聞いている側としても、この一言だけで済まされたと感じることもあると思います。

難しいことではあると思いますが、説明を聞けばとてもよく分かります。そのように、地域の方々にも理解できる形にしていく必要があると感じました。

教育総務課長

今回の改定の重要なポイントは、基本方針の10ページ下段に四角で囲っている部分です。

具体的には、まず中学校区単位で、当面は現行の中学校区を維持していきます。あわせて、コミュニティ・スクールを踏まえ、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

この内容について、地域の皆さんに説明に伺います。説明に当たっては、まず地域の皆さんの御意見をお聞きします。

今年10月から各地域を回り、新しい基本方針を各中学校区単位で説明してまいります。

また、松田委員から御助言をいただきましたので、「地域の教育力」という言葉を一言で片づけるのではなく、その考え方や背景も丁寧に説明してまいりたいと考えております。

保科委員

2つ確認したいことがあります。

まず、今の説明の中で触れていなかった、資料の17ページのスケジュールについて伺います。このスケジュールに沿って進めていくなかで、今は、一番上の（1）のところを実施している、ということでしょうか。

また、このスケジュールの前の15ページ、（1）「学校規模の適正化の検討が必要な中学校区について」というところで、このア・イ・ウを見させていただくと、アが小学校2校、イが小学校6校、ウが小学校3校・中学校4校というふうにカウントすべきものであらうと考えるのですが、この、ア・イ・ウの学校に対して、スケジュール17ページに書かれている説明会の実施をするのでしょうか。

教育総務課長

11ページの（1）ア・イ・ウにつきましては、適正化の検討が必要な中学校区として整理しており、具体的には基本方針の1・2ページに、小中学校の現状として掲げております。そちらの内容と対応させながら御確認いただければと思います。

また、小規模化が進んでおり、適正化の検討がすぐにでも必要と考えられるその形態を、ア・イ・ウという区分で整理しています。

御質問の基本方針13ページの「説明会の実施」につきましては、まずは全中学校区に出向き、この基本方針の内容を説明し、理解を深めていただくことを想定しています。これが（2）となります。

その後、適正化の検討が必要な学校については、（4）の「中学校区ごとのアクションプランの策定」と記載しておりますが、実際には、基本方針を定めた後に再編計画を策定するのが（3）であり、その再編計画に基づいて、中学校区ごとのアクションプランを個別に策定していく流

れとなります。

この段階では、適正化の検討が必要とされる学校について、個別具体的なアクションプランを作成するために、地域の皆様と話し合いを行い、「こういう形で中学校区を再編していきたい」という内容を具体的に詰めていく、という工程を考えております。

保科委員

そうしますと、(4) アクションプランの対象がア・イ・ウということになると理解しました。そう考えたときに、もう1つ質問です。

文部科学省の小中一貫教育の導入状況調査(平成28年3月調査)を見ると、義務教育学校ができる場合には、ほとんどの場合、施設一体型又は施設隣接型になっています。平成29年の場合は、施設分離型は1校だけだったと記憶しています。

それに対して、併設型の小中学校についても、施設形態は施設一体型が20%、施設分離型が68%だと思います。

施設分離型というのは、場所は違いますが、教育内容は9年間で1つのコンセプトのもとで行う、教員のやりくりを通じてやっていく、という理解です。

この流れで今回の議案書20ページ下段、「②義務教育学校の位置付けの明確化」という部分で、「再編する際は、施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校の設置を基本」と書かれておりますが、ア・イ・ウの学校がアクションプランとして、義務教育学校又は小中一貫校のどちらを採るかという方向性の理解をすると、「施設一体型の小中一貫校」か「義務教育学校」しか選べないと言えます。

世の中の流れを考えると、先ほどの小規模校を生かすという意味においても、施設分離型の小中一貫校についても選択肢に入れてよいのではないかと思います。

ただ、どうしても建物の老朽化の課題が頭をよぎります。長寿命化計画との関連性の中で、改修する校舎の棟数、教室数が中心になると思いますが、将来的な児童生徒数によって制限がかかる可能性もあります。

これまで何回か、富士第二小学校には3棟の校舎があり、1棟で足りている状態になっているという話もさせてもらいました。例えば、1学年当たり2クラス、児童生徒数36人程度を目安とする場合には、将来の児童生徒数や必要な教室数を踏まえ、校舎を必要最低限の規模に応じた施設として改修し、中学校区内で施設分離型の9年間の教育を行うという考え方もあるのではないかと思います。

どうしても一体型が先にありきだと、事案論が先に来ている気がしてなりません。いかがでしょうか。

教育総務課長

これまでの基本方針の中では、施設一体型の小中一貫校を見据える趣

旨は触れておりましたが、今回の改定では、より踏み込んだ形で「再編の際には、施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校」と明記いたしました。

これは、小中連携・一貫教育の効果をより高めていきたい、という教育委員会としての考えを、基本方針に反映したものです。

9年間の連続した、あるいは系統的な教育を行うことは、子どもたちにとってより良い教育環境につながるものと考えております。

なお、地域とともに学校をつくっていくという方針もございますので、地域の皆様との話し合いを重ねながら、当該地区の特性を踏まえ、施設一体型の小中一貫校がよいのか、義務教育学校がよいのか、また、施設状況によって分離型の対応があり得るのかといった点については、今後進める長寿命化計画の改定も踏まえ、全体状況を勘案しながら検討してまいります。

保科委員

文部科学省の Web 資料では、中学校が 1 校で小学校が 4 校、という形で、施設分離型により小中一貫教育を実施している例も示されています。このように、場所が異なる前提であっても、コンセプトとして9年間の教育を一貫して行うことは可能ではないかと考えました。

また、平成29年度までの調査に基づく内容ではありますが、施設分離型の事例数も多いのではないかと考えたため、その点について質問させていただきました。御検討のほどよろしくお願いいたします。

教育長

今の件について、富士市では、既に全中学校区で小中一貫教育を実施しており、施設一体型の松野学園を除く他の中学校区では施設分離型はあるものの、小中一貫教育を実施している、という前提を押さえておきたいと思います。

学校適正配置推進室長

教育長の申し上げたとおり、富士市の中学校区では、既に施設分離型の小中一貫教育を令和6年度から完全実施しております。その中で松野学園は、施設一体型の小中一貫校であり、同じ敷地内に小学校と中学校が併設されているタイプとなります。

今回の基本方針の改定に伴い、「施設一体型の小中学校及び義務教育学校の設置を基本とし」といった記載をさせていただいた中には、施設一体型の小中学校である松野学園を取り上げますと、松野学園は、見た目は1つの学校に見えますが、小学校組織と中学校組織の2つが混在している状況です。校長も本来は2人いることになりますが、児童生徒数が少ないことから、現在は1人で兼務していただいている状況です。

義務教育学校になりますと、1人の校長のもと、1つの組織で学校運

営を開始することになります。

松野学園については令和4年に開学しており、一般的な小中学校の6・3制とは異なり、松野学園では4・3・2制の9年間の教育課程の中で学校運営を進めております。こうした特色により、非常に豊かな教育を実現できていると考えております。そのため、今後は施設一体型の4・3・2制を進めていきたいと考えています。

なぜ施設一体型の小中一貫校と義務教育学校の2つを例示してあるかと申しますと、大規模な学校で、1学年4クラス程度ある場合、9学年では36クラス、さらに特別支援学級等もあり、1人の校長では全体をカバーしきれない可能性があるためです。その場合には、施設一体型の小中一貫校、という状況で残すこともあるのではなかろうかということで、そのような記載になっております。

一方で、学年2～3クラスの規模程度であれば、1人の校長でも全ての学級を把握しながら運営できる可能性があると考えております。したがって、最終的にどちらになるかは、学校の規模等を踏まえて判断することになりますが、両方の選択肢を残すために、2つの基準を設けている状況です。

教育長

補足の説明をありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

和久田委員

保科委員がおっしゃっていた「義務教育学校ありきで考えていくのは、それにそぐわない地域もあるのではないか」という点について、私も同じ意見であり、疑問を持っております。

今日、私の会社の社員が車の故障により、広見町から会社まで約3キロメートル程度を歩いてきたことで、熱中症になりました。

富士市は吉原本町を越えると坂道が続きます。基本方針では配置条件で「通学距離6km」との記載がありますが、その距離であれば夏場は歩けないのではないかと感じました。

このような場合の対応方法についても、コスト面とは別に、併せて検討していかないと問題が起きうるのではないかと思います。

行政・国の方針や職員配置、インフラ等のコストの関係だけではなく、子どもの都合という視点もぜひ忘れずに、学校の再編を検討していただきたいと考えています。

これから暑くなり、大変な時期になりますので、命に関わる話になってきます。

子どもたちが安全に安心して通い、過ごせる学校であるという観点からは、その点をしっかりと視野に入れた上で、再編について検討していただきたいことを1点付け加えさせていただきます。

教育長

他にはいかがでしょうか。

他に御質問はありませんようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第４０号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第４０号議案は承認いたしました。次に、議第４１号「富士市立高等学校教科用図書の採択について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いいたします。

富士市立高等学校副校長の説明

（議第４１号「富士市立高等学校教科用図書の採択について説明する」）

教育長

これより議第４１号案に対する質疑を行います。質問等がございますでしょうか。

保科委員

感想です。まず１点目は、「文学国語」の２年配当を数研出版に変更するということで、ウェブでしか情報を検索できなかったのですが、興味深いと感じました。

１つ目に、小説を新しい方から並べていく、つまり「令和」や「平成」から始めて、どんどん昔へと配列していく方法がとても独自性があり、印象に残りました。また、時代背景も記憶しやすいと感じました。全体として、すごく素敵な学びになっていると思いました。

次に、ドリルコンテンツの中に写真や絵が出てきて、「私は誰でしょう」のような掴みがあるところも面白いと感じました。拝見させていただきました。

また、１年配当の「公共」についてです。令和８年版では漫画動画があるということで、それについても興味がありました。

一方で、今回オーソドックスで分かりやすい教科書を選んでいること、さらにＢ５版からワイド版になったことで見やすく、取りつきやすいと感じました。その結果として、興味の派生もしやすくなっているのではないかと思います。良い変更だと思います。

さらに、毎年教科書採択や見直しを行う点についても、教員自身が教科書や教え方に関心を持ち、「もっとこうの方がよい」という気持ちが

表れているのではないかと感じました。毎年新しい採択が行われることはすばらしいことだと思います。

教育長

他に御質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。
質問はないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第４１号案は原案どおり承認してよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

教育長

御異議なしと認め、議第４１号議案は承認いたします。

それでは引き続き、各課等の予定事項をお願いいたします。

教育総務課長、学校教育課長、学校管理課長、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

教育長

ただ今、説明のありました各課の予定事項につきまして、何か御質問がございますか。

ないようですので、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。

８月１９日（水曜日）午後１時３０分から市庁舎６階第３会議室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。